

警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第5号

警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

警察署協議会に関する規則（平成13年埼玉県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、招集による会議に支障があると認めるときは、招集によらない会議を開催することができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。